ご存知でしたか？

住宅用火災警報器の設置期限から、すでに１年が経過してます。

火災の早期発見に有効な「住宅用火災警報器」の設置が消防法等により

平成23年6月1日から、全ての住宅に設置が義務付けられています！

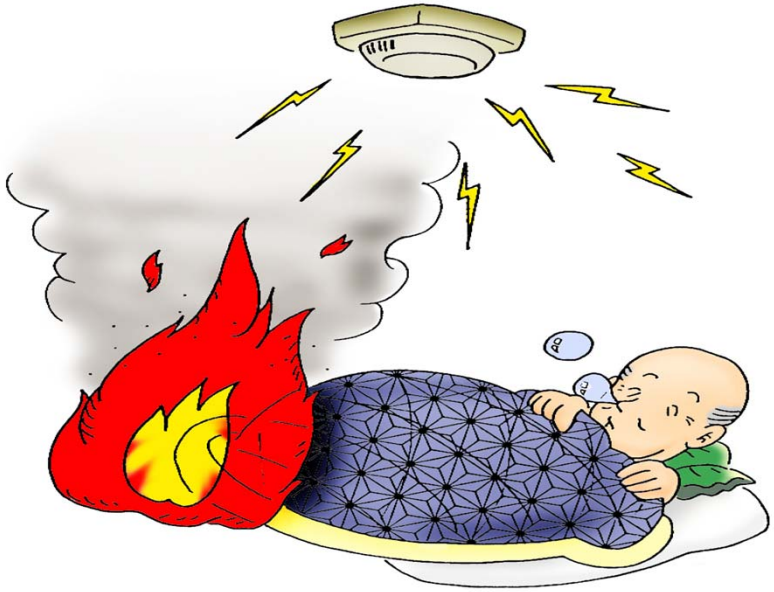

住宅用火災警報器を設置しましたか？

1　設置場所は　「寝室」「階段」「台所」です

（※階段は寝室が2階以上の階にある場合）

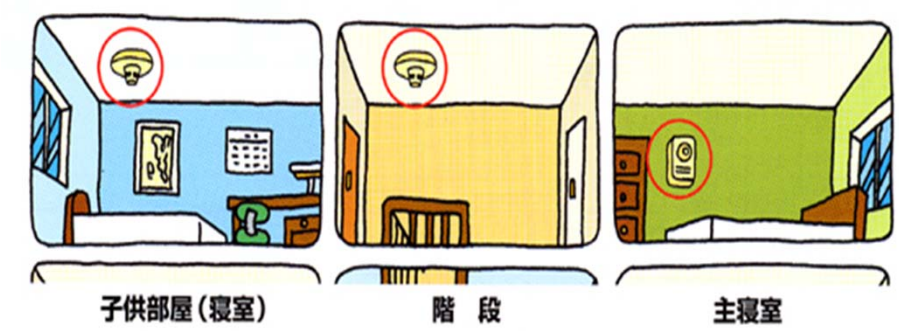

2　設置する住宅用火災警報器の　種類は煙式・熱式！？

感知の早い煙式を推奨しますが、台所にあっては、熱式でも構いません。

3　住宅用火災警報器ってどこで買える！？

家電量販店・ホームセンター・防災用品店・ガス機器店・電気店などで販売されています。

（　NSマークが付いた製品を目安にしてください。）

住宅用火災警報器の自主点検をお願いします。

安心して警報器を使用していただくために、定期的に警報器の点検を実施しましょう。

取扱説明書をご確認の上、点検やお手入れを行ってください。

・以下の場合には作動テストを行ってください。

※「引きひも」または「警報停止（テスト）ボタン」で行います。

①初めて取り付けたとき
②清掃等のお手入れを行ったとき
③電池交換を行ったとき
④取り付け場所を変更したとき
⑤故障・電池切れが疑われるとき
⑥3日以上、留守にしたとき

※　警報音以外に、短い間隔で音が鳴った場合は、電池切れや故障の場合があります。
※　電池交換や機器の交換を行ってください。お買い上げの販売店、メーカー等にご相談ください。

眠っている住宅用火災警報器はありませんか！？

住宅用火災警報器を購入したけれど、取り付け方法が分からず、買ったままの状態で取り付けていないお宅もあるのでは･･･

そんなときはお気軽に旭消防署予防課へご相談ください!!

旭消防署予防課予防係　　電話　045－951－0119

悪質な訪問販売にご注意を！！

横浜市消防局･消防署では住宅用火災警報器や消火器の訪問販売を行うことはありません。粗悪品や悪質な訪問販売には、十分ご注意ください。訪問販売には、クーリングオフ制度が適用されます。何か不審に思ったり、不安に感じたら、下記の消費生活相談窓口までお問い合わせ、ご相談ください。

【横浜市消費生活センター】
TEL045－845－6666/FAX045－845－7720

問い合わせ先電話番号　　旭消防署予防課予防係　　電話　045(951)0119